

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和3年11月29日（月）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和3年10月15日から令和3年11月29日まで

（2）現地調査箇所

男女共同参画推進センター、山田中核型地区センター、牛岳温泉スキー場

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

市民生活部

- ・市民生活相談課
- ・男女参画・市民協働課
- ・男女共同参画推進センター
- ・山田中核型地区センター

商工労働部

- ・薬業物産課
- ・観光政策課
- ・牛岳温泉スキー場

（2）対象期間

令和2年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政

事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 市民生活部 市民生活相談課

ア 八尾ふらっと館マルチホールの行政財産使用料において、歳入科目を行政財産使用料分は使用料、光熱水費分は雑入とすべきところ、全額を使用料としていたものが見受けられた。また、旧山田情報センターの使用料について、財産貸付収入とすべきところ、雑入としていたので、改善を図られたい。

(2) 市民生活部 男女参画・市民協働課

ア 富山市男女共同参画地域推進事業委託において、完成検査復命書及び精算伝票の決裁をもって、支出負担行為変更決定書を別途経伺として処理していたので、改善を図られたい。

イ 附属機関（富山市公募提案型協働事業審査委員会）の委員に対し、審査会出席に係る費用弁償が支払われていなかったため、改善を図られたい。

ウ 週休日に勤務した時間について、超過勤務手当 135/100 を支給すべきところ、給与関係実績報告書の入力誤りにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(3) 市民生活部 男女共同参画推進センター

ア 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員の週休日に行った 1 日の勤務について、週 38 時間 45 分を超える勤務時間の割振り変更

を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったため、改善を図りたい。

(4) 商工労働部 観光政策課

ア 給与関係実績報告書の入力誤りにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたため、改善を図りたい。

(5) 商工労働部 牛岳温泉スキー場

ア 行政財産使用料等の納入期限において、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが複数見受けられたため、改善を図りたい。

イ スキー場施設使用料において、使用料は使用の際納入すべきところ、事後に徴収しているものが複数見受けられたため、改善を図りたい。

ウ 概算払いの旅費の精算において、帰着後 5 日以内に処理されていなかったため、改善を図りたい。

エ 富山市牛岳温泉スキー場の施設として、富山市牛岳温泉スキー場条例第 3 条第 2 号に記載のある「バーベキュー広場」が以前から施設供用できない状態となっているため、改善を図りたい。

オ 行政財産の目的外使用に係る使用料において、光熱水費等の実費相当額として電気代を徴収していなかったため、改善を図りたい。

カ AED について、備品台帳に記載されていなかったため、改善を図りたい。

キ 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたため、改善を図りたい。

(ア) 同一週を超える勤務時間の割振り変更を行ったため、その週の勤務時間が 38 時間 45 分を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当 25/100 が支給されていなかった。

(イ) 支給対象となる時間数を誤って記載していたことにより、過大支給となっていた。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 市民生活相談課

市は、針原地区自治振興会に対して針原地区センターの土地及び建物の使用許可を行っているが、この許可した土地には市の財産ではない建物が設置されている。この建物は、昭和 57 年 9 月に針原用水土地改良区により建設された書庫であるが、針原用水土地改良区は現在管理をしておらず、土地の使用許可を受けた針原地区自治振興会が倉庫として使用している。また、針原用水土地改良区は平成 22 年 7 月に常西用水土地改良区と合併しており、その際針原用水土地改良区から針原地区自治振興会に対して、この書庫を寄附したいとの申出があったが、実際に寄附行為があったかどうかは不明とのことである。

富山市公有財産管理規則第 37 条では、使用を許可されたものは、使用が終わったときは直ちに原形に回復し返還しなければならないことが定められており、本来は針原用水土地改良区（現常西用水土地改良区）の使用が終了したときに書庫を撤去するなどの原状回復がされるべきだったと考えられるが、それがされずに、現在のように針原地区自治振興会が書庫を使用するに至った事情や経緯は確認できなかった。

このように権利関係や建物の構造、規模、仕様がはっきりしない書庫が設置されたまま、市が底地のみの許可を行うことは不適切であることから、これらを整理し、適切な財産管理に努められたい。

（2）菓業物産課

デザインサロン富山運営補助金は、本市におけるデザイナー等のデザイン活動を支援するとともに、デザインの普及啓発を行うための活動拠点として平成 17 年に中教院モルティ 1 階において設置されたデザインサロン富山の運営経費を補助するものである。このデザインサロン富山は、本市に事務局を置く富山市デザイン協議会が管理運営し、会議やセミナーでの利用が可能なギャラリースペースの貸出とともに、ギャラリースペースにおける自主事業としての企画展の開催、十分な設備を有しないデザイナーやデザイン専攻学生等が使用できる大型印刷機の設置等を行っている。

しかしながら、大型印刷機などはある程度の使用はされているものの、デザインサロン富山の年間入館者数は減少傾向にあり、近年、ギャラリースペースの貸出での利用は皆無となっている。

こうしたことから、富山市デザイン協議会と連携し、ギャラリーの貸出促進等を図るよう検討されたい。